



「農地の有効利用に資するため、様々な意見を頂戴したい」と中谷会長

農地保全へ農家らが意見交換

富田林市喜志地区で座談会

富田林市農業委員会（中谷清会長）は、8月19日、富田林市市民会館で、喜志地区実行組合員等を対象に、地区座談会を開き、約40人が参加した。

中谷会長は、「3年前の農委法改正で、農地利用の最適化が重要課題として位置付けられたのは、遊休農地の増加が顕著になってきた背景もある。これを機に市内各地区で座談会を開

き、本日出席の皆さまから意見を賜りながら、市のよりよい農業行政の推進に繋げていきたい」とあいさつした。

第1部では、まず、農委の役割について、農委事務局の村本次長が報告。農業従事者の高齢化、遊休農地の拡大、担い手・後継者不足により農地の保全が危機的な状況にあるとして、農委は改正農委法に位置付けられ



発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701~2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷 清

貸借新法施行 9月1日

納税猶予の生緑、貸借可能に

相続税納税猶予適用の生産緑地の貸借を可能とする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借円滑化法」）が9月1日、貸借要件などの制度の詳細を盛り込んだ政省令とあわせて施行

された。貸借円滑化法では、生産緑地に農地法の法定更新の例外を設け、貸借期間が終われば所有者に返すようにする。借り手は、地産地消の推進や農作業体験など都市農業の機能発揮につながる取り組みを盛り込んだ「事業計画」を策定。計画は農業委員会の決定を経て、市町村長の認定を受けることが必要。

また、生産緑地法施行規則の改正（9月5日施行）により、「主たる従事者」の要件を緩和。貸借円滑化法により生産緑地を貸借した場合でも、所有者が主たる従事者の年間従事日数の1割以上の日数分、見回りや除草、周辺住民からの相談等に従事すれば、農委による主たる従事者証明の発行が可能となる。

（北川）

た「農地利用の最適化」に取り組んでいることを述べた。

続いて、府南河内農と緑の総合事務所の稲田主査が農地中間管理事業について報告。中間管理事業を活用して農地の利用・集積を行った事例を紹介し、同事業で借り入れてある農地で農業者の費用負担なく基盤整備ができる事業についても説明した。

第2部では、関係機関・団体の関係者も加わり、参加した農業者との意見交換を実施した。意見交換では、担い手・後継者不足や、農業で生計を立てるこ

との難しさなどが課題として挙げられた。また、具体的な要望として、生産することに対する補助や、農機具に関する補助などの意見が出た。

農地集積については、「トップダウンで進めるわけにはいかない。地域で合意形成を図るべき」という意見もあり、地域の話し合いを重ねる重要性について協議した。このほか、「中間管理事業ではどのように担い手に農地を斡旋するのか」と制度に関連する質問もあった。

（沼田）

年金の お受け取りは JAで

JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ 検索

主な記事

- ◎生緑面積緩和等を要請 吹田市農委…2面
- ◎府アクシヨンプラン 取組を検証…3面
- ◎経営者会議、法人協 府幹部と意見交換…5面

風速計

コンクリート製の堰堤を突き崩した畑に突き刺さった倒木。雨による大規模な山腹崩壊で転がってきた大きな岩。山が崩

れ、突然水路が出現。7月の西日本豪雨で被災した府北部を中谷会長と視察し、土石流とそれによる大量の流木の破壊力がいかにすさまじかったのかを目の当たりにした。◆民間の気象専門会社によれば、温暖化の影響で、ここ30年で時間降水量80mm以上の「猛烈な雨」は約1.7倍に増加し、ゲリラ豪雨と言われる局地的豪雨や、竜巻、突風も増加傾向にある。しかも発生地域は限定されていない。◆「30年前にはまなかった北海道産米が、今は『特A』や」と農業者。日々、自然に向き合う人たちは温暖化を肌で感じて

（鈴木）

面積要件緩和、再指定を要請

吹田市農委

吹田市農業委員会（吉田俊之会長）は7月27日、後藤圭二吹田市長に対し、農業委員合法第38条に基づく意見提出を実施した。



後藤吹田市長（中央）に意見書を手交する吉田会長（右から2番目）及び委員ら

意見は、「生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定並びに生産緑地地区の再指定」について。生産緑地地区の規模要件を300平方メートル以上と条例で定めること及び、国土交通省の第8版都市計画運用指針を踏まえて生産緑地地区の再指定を積極的に認めることを求めた。

吹田市は全域が市街化区域に指定されており、農地の7割以上が生産緑地地区に指定されている。（田村）

生緑の追加指定が必要

松原市・岸田清孝さん

松原市天美南に農地を持つ岸田清孝さん（66）は、500平方メートルの宅地化農地でトマト、ナス、オクラ、キュウリ、レモン、キウイなど、多品目の野菜・果樹を栽培している。平成4年当時は、生産緑地を選択しなかった。

サラリーマンだった岸田さんは、ずっと営農を続け、農地と

して維持していくのは難しいと考え、宅

地化農地の途を選択。しかしその後水稲を作付けし、早期退職後は本格的に栽培に取り組んでいる。

「食べた人がおいしいと言ってくれたら嬉しいし、やりがいを感じる。体が動くうちは続けたい」と話す岸田さん。新しい品目への挑戦や、なるべく農業を使わないよう試みるなど、研

生緑等研修会各地で

8月中に各地で生産緑地制度、都市農地貸借円滑化法等の研修会が開かれた。農業会議事務局が出席し、情勢報告、制度説明を行った研修会の概要は次の通り（①開催日、②開催場所、③農業会議事務局出席者）。

- 高石市農委（東口正一会長）
 - ①8月8日、②同市役所、
 - ③沼田主事
- 四條畷市農委（中井春夫会長）
 - ①8月9日、②同市役所、
 - ③北川次長
- 泉佐野市農委（勝間富士夫会長）
 - ①8月13日、②同市役所、
 - ③沼田主事

○J A 北大阪（木下昭男代表理事組合長）

- ①8月2日、8日、②同J A 本店、③鈴木専務理事

- J A 大阪北部（岸本隆之代表理事組合長）
 - ①8月6日、7日、10日、
 - ②萱野支店、麻田支店、池田支店、③鈴木専務理事
- J A 堺市（寺下三郎代表理事組合長）
 - ①8月9日、②同J A 本所、
 - ③鈴木専務理事
- J A 大阪東部（平井清治代表理事組合長）
 - ①8月26日、②同J A 本店、
 - ③鈴木専務理事



背高く育ったオクラの生育を確認する岸田さん

月間農政ファイル

7・23～8・22

7・31 大阪府は、「平成31年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望」を国に対して実施した。

農業分野では、ため池の防災・減災対策の推進にかかる予算確保と定額助成制度の継続、また生産緑地の農業水利施設の整備など都市農業振興のための制度拡充、生産環境の整備や担い手対策を総合的に支援する果樹産地再生にかかる事業制度の創設などが盛り込まれた。

8・8 農水省は、平成29年度の食料自給率を公表。カロリーベースは38%（前年同）、生産額ベースは65%（前年度比約3%減）。食料・農業・農村基本計画では平成37年度のカロリーベース自給率を45%にすることを目標としているが、計画決定時の基準の39%を下回っている。

8・10 農水省は、今年上半期の農林水産物・食品の輸出額が435.9億円（前年度比15.2%増）となったことを公表。上半期の統計を始めた平成17年以降の最高額となった。

「おおさか農政アクションプラン」

取組を検証

8月3日、大阪府は昨年8月に策定した「新たなおおさか農政アクションプラン」の初めての評価・点検部会(注1)を大阪市内で開催した。

同プランでは、「府民とともに未来へつむぐ豊かな『農』」を実現するため、「しごと」「くらし」「地域」の3つにテーマ分類し、10年後の姿とその実現に向けて取り組むべき施策項目ごとに5年後の数値目標を設定。毎年度、PDCAサイクル(注2)によるプランの進行管理を行うこととしている。

点検・評価は、年度目標の未達成・超過達成の施策項目を中心に先行われ、委員からは、実績

値の変動だけに注目せず、対象とする農家の年代や経営形態、施策による経営の変化などを踏まえ、多面的な要因分析が必要との意見が出された。

また、課題解決に時間がかかると目標項目もある中、経営向上意欲の高い農業者の育成や新規就農者の参入支援、準農家制度の推進、エコ農産物の生産振興など多くの項目で年間成果目標を達成していることから、1年目としては概ね達成しているとの評価を得るなど、今後のプランの推進に向けて順調な滑り出しとなった。

大阪府では2年目の目標達成に向け、今回の意見をもとに引

き続き関係機関・団体と連携していくとしている。(光崎)

(注1) 大阪府農業振興地域整備審議会おおさか農政アクションプラン

ラン評価・点検部会(部会長・増田 昇 大阪府立大学植物工場研究センター長) PDCAサイクル 計画の進行管理を円滑に進め

る手法。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことで、継続的に改善する。

請要強い実施調査意向 中間管理事業ヒアリング

平成30年度農地中間管理事業に関する都道府県別ヒアリング(大阪府)が7月27日、農林水産省本省で行われ、大阪府農政室の野山推進課長、丹後整備課長、幸田みどり公社理事長、鈴木農業会議専務理事兼事務局長らが出席した。

ヒアリングは、農水省から示された機構事業を加速化させるための改善方針に対する各都道府県の実施状況な

どについて。「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」の改正を踏まえた地域づくりによる農地中間管理事業の推進、農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化などについての報告と意見交換が行われた。

農業会議は、今年度で改正農委法施行後3年目を迎えていることから、農業委員・推進委員による、より実践的な活動推進を依頼していることを報告。具体的には、①農地パトロー

ルや戸別訪問等を通じた担当地区内の農業者の意向把握、②地域の話し合いへの参加、③市町村やJA、農地中間管理機構などの関係機関・団体との情報共有の取り組みに力を入れていることを説明した。

農水省からは「意向調査を実施している農業委員会が少なく」「(委員、事務局職員の)人が少なく大変だが、大事な取り組みだ」などと、意向調査の取り組みに強い要請があった。(北川)

改正生産緑地法への対応

会議所、都対協が通知

全国農業会議所及び全国農業委員会都市農政対策協議会はこのほど、「改正生産緑地法等の円滑な実施に向けた農業委員会組織の対応について」を決定。農業会議はこれを受け、各市町村

農業委員会会長あてに通知した。この通知は、改正生産緑地法と、生産緑地の貸借を可能とす

る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知徹底を図るとともに、生緑の面積要件緩和に関する条例制定促進や生緑所有者への意向調査などの取り組み強化をめざす。

特に生産緑地法による対応については、関係機関・団体との密接な連携が不可欠であること

から、農業委員会、市町村の都市計画・生産緑地所管部局、JA等による「連絡調整会議」等を設置し、必要な情報共有・役割分担を行う推進体制の整備を行うこととしている。

また、引き続き、都市農地の保全・活用に向け、市町村長に対し生産緑地の面積要件緩和に関する条例制定や追加指定を求める意見提出の取り組み強化を促す。(北川)

作業完了は26市町村

農地情報公開システム移行状況

農業委員会系統組織では現在、平成27年4月に稼働を開始した農地情報公開システムについての完全移行をめざして取り組んでいる。

同システムは、従来、農業委員会ごとに整備していたシステムを農地台帳の情報と農地地目情報を全国一元的なクラウドシステムとして整備を進めているもの。

また、全域市街化区域の市町村についても5市町村が移行の作業を終えている。

農業会議では、引き続き全市町村農委のシステム移行完了に向けて、各市町村における課題の把握、操作指導等に努めている。(沼田)

平成30年 8月31日時点では、全域市街化区域の市町村を除いた37市町村のうち、26市町村が移行を完了している。

農地利用状況調査

日々の指導により一歩前進

堺市農委

堺市農業委員会（田中宏会長）が、8月21日に実施した美原地区の農地パトロールでは、委員2人（農業委員1人、推進委員1人）と事務局職員1人で、遊休農地の管理状況の確認を中心に22筆を巡回した。

同地区は大半が市街地調整区域であり、農地が比較的まとまって存在。水利条件も良く、ほとんどの農地が良好に耕作されている。その中で草が生い茂り、遊休化している農地では、相続人が遠方であり、早急の対応が困難なケースが多い。

参加した委員からは、「進入路があるなど条件が良いので、今は耕作出来るところが比較的多いが、所有者の高齢化や今後の代替わりなどで、耕作が



遊休農地を前に、今後の指導を話し合う様子（堺市）

継続されるか引き続き注視して

農地法解説⑤ 第3条第1項の許可を受ける者の年齢について

8月1日に開催した第1回業務推進検討会で、農地法第3条許可申請で農地を取得する者が未成年者である場合の取扱いについて議題に上がった。年齢については、「農地法」、「処理基準」、「運用通知」「処理要領」には、記載されておらず、基準がないのかという内容であった。

この件については、昭和54年10月18日付け農林第703

号、大阪府農林部長名で「農地法第3条許可事務の取扱いについて」で通知されている。通知の中では、①法第3条では、農業に対して意欲と能力を有する者にできるだけ多くの農地が利用され、これらの者の農業経営規模が拡大されるよう規定されている。②これらのことから耕作能力が十分でない者の農地取得は、法の目的に沿ったものでなく認め難いものと考え

られる。③特に耕作能力も意思能力もない15才未満の者の農地取得については、農業経営上の必要性もなく資産保有化傾向を助長するものでありこれを認めない。

以上の内容について記載されている。

平成21年に農地法が改正され、法第1条の目的が「農地は耕作者みずから所有する」から「農地を効率的に利用する」に改正された今でも、この通知に基づき、15歳未満の者の農地取得を認めないとする運用が望ましいと考えられる。（松岡）

遊休農地の解消へ課題把握

泉南市農委

「見ることが必要だ」といった意見が出された。

一方、市街化区域内の近隣住民から苦情が発生していた一部の農地も、今回、草刈りが行われ、遊休化解消と判定できる農地を4箇所確認。日常の指導の効果が出ていることが見受けられた。委員の間では、日々の現地調査の状況や、現在までの指

導内容などの情報交換が行われた。

担当の柳下委員は、「苦情の内容は様々だが、指導によりまずは一歩前進。日々の声かけの成果が出ている。今後も、周辺の農地に迷惑にならないよう、しっかりと耕作や管理を行ってもらえるよう指導していきたい」と話した。（中島）

泉南市農業委員会（中野吉次会長）は、8月21日から8月末にかけて農地パトロールを実施した。遊休農地はもとより、前年度に農地法3条許可した農地、生産緑地、相続税納税猶予対象農地も重点的に調査が行われた。8月22日に実施した新家（上村・中村・下村）地区のパトロールは、農業委員3人、推進委員1人、事務局3人で巡回した。

新家地区は、農業振興地域が大半を占めるが、阪和線新家駅周辺では、市街化農地が点在している。調査の結果、農地のほとんどが耕作されているのが確認されたが、遊休化が解消されていない農地もみられた。

この日の農地パトロールで中



地図を見ながら農地の利用状況を確認（泉南市）

野会長は、「解消された遊休農地もあったが、入作農家も多く、相続が発生し、後継者が無く遊休化した農地も散在している。対応に苦慮しているが、解消につながるよう取り組んでいきたい」と話した。（松岡）



様々な内容について活発な意見交換がなされた

大阪農業の振興に向けて 経営者会議、法人協会 府幹部と意見交換

長ら幹部職員10人が、また、経営者会議役員、法人協会会員等

大阪府農業経

営者会議(松下長史会長)と大阪府農業法人協会(藤田善敬会長)は8月21日、大阪市内で府環境農林水産部幹部職員との意見交換会を開いた。大阪府からは高橋農政室長、野山推進課長をはじめ、各農と緑の総合事務所農の普及課

25人が出席した。

意見交換会ではまず、大阪府から情報提供として、現在取り組んでいる「新たなおおさか農政アクションプラン」の1年間の実績についての点検・評価結果を説明(3面に関連記事)。その後、経営者会議から、今年度開催した地区研究会での意見交換会の内容を、法人協会からは府への要望等について報告した。

会員からは、「府の事業に関わり、新規就農希望者に接する中で、自らの課題に気付き始めている農家もいる。気付いていない農家にも行政からのアプローチがあれば、同様に前向きに考える事例も増えるのではないか」「自らの経営課題が何なのか根本的な問題を突き止められていない中、府の事業でコンサルタントの先生に話を聞いてもらい、課題を絞ることが出来てよかった」など、府の取り組みを評価する意見が出た。

雇用に関しては、「アクションプランでは農家の規模拡大を掲げているが、その過程で必ず雇用の問題が出てくる。うまく雇用を取り入れ、経営を安定させる方策も教えて貰いたい」との意見が出た。また、「農業経営者サポート

事業では、農家のニーズにあった様々なコンサルタントをもつと活用出来るようにしてほしい」「担い手の高齢化や様々な農地制度の改正により市民農園の需要は高まっているが、無秩序な農園も見られる。市町村と連携して対応してほしい」といった要望も出された。大阪府からは、「新たなおおさか農政アクションプラン」について、こうした意見交換の場や、日頃の農家との関わりの中

経営者会議

都市農業の課題等で意見交換

中河内・大阪市・北河内地区研究会

大阪府農業経営者会議(松下長史会長)は8月2日、大阪市内で中河内・大阪市・北河内地区研究会を開催。地区の経営者会議会員はじめ関係機関職員等16人が参加した。

研究会ではまず、会員である西野孝仁氏が技術指導を行って、経営課題等について話し合った。

大阪市東住吉区は、都心部とその周辺地域に農地が点在する典型的な都市農業が営まれている地域である。参加者からは、東京では以前

で出された意見や要望を参考に、改善しながら進めていきたい、との考えが示された。(田村)

経営者会議役員会、 法人協会会合

大阪府農業経営者会議(松下長史会長)は8月9日、大阪市内で第3回役員会を開催。5月8月の各地区研究会の開催結果を報告し、10月の大阪府農業委員会大会での農産物展示の実施等について協議した。

から体験農園

に取組んでいる農家も多く、都の支援

もあるが、大阪ではこれまで取り組みが少なく歴史も浅いことから、体験農園等の園主を組織化すれば、行政からの支援も得やすくなるのではないかとこのアイデアが出された。

また、体験農園・市民農園も、地元農家リーダーシップをもって秩序ある運営ができることが望ましいといった意見が出るなど、都市農地を守りながら安定した農業経営を継続する一つの手法として、体験農園の運営等について熱心な意見が出た。

この他、他産業から参入する



新規就農者への支援も重要だが、家族経営農家や兼業農家の地域における役割も十分理解したうえで、既存農家の後継者等を対象とした支援策の充実も必要との意見があった。(光崎)

農業者年金 30年度加入推進部長決定

「農業者年金加入推進特別対策に関する申し合わせ決議」に基づいて重点市町村に指定された22市町村で、平成30年度の加入推進活動の核となる加入推進部長が次のとおり決まった。

(敬称略)

▽高槻市 堤 勇 (常任委員)

▽茨木市

小濱 邦臣 (農委副会長)

▽能勢町

芝 久雄 (農委会長)

▽池田市

谷田 嘉市 (農委会長)

▽箕面市

阪本喜代治 (農委会長)

▽和泉市

井阪 正明 (農委会長)

▽岸和田市

木下 良三 (農業委員)

▽貝塚市

山本慎一郎 (最適化推進委員)

▽泉佐野市

勝間富士男 (農委会長)

▽泉南市

中野 吉次 (農委会長)

▽太子町

仲村 廣文 (農委会長)

▽河南町

松井 嘉昭 (農委会長)

▽富田林市 浅岡 均 (農委副会長)

▽河内長野市 中谷 勉 (農委副会長)

▽羽曳野市 尼丁 信廣 (農委会長)

▽大阪狭山市 池田 雅和 (農業委員)

▽八尾市 齊藤 暁 (農委会長)

▽柏原市 文能 啓志 (農委会長)

▽枚方市 額田 敏晴 (農委会長職務代理)

▽寝屋川市

皆見 吉孝 (農政企画委員会委員長)

▽大阪市

外山 久 (農業専門委員)

▽堺市

辻 千太郎 (農委会長職務代理)

8月の新規加入者は2人

大阪府における8月の新規加入者は岸和田市1人、能勢町1人の2人となった。これにより今年度の新規加入者は堺市5人、岸和田市3人、和泉市1人、能勢町1人の計10人となり、すでに昨年度の実績を上回り、

る結果となっている。こうした加入者は、日頃のJ Aや農業委員会の会議等での加入推進の説明・チラシ配布、戸別訪問などの地道な活動により、農業者年金に興味を抱き、加入を決めている。今後、更なる制度の周知徹底に向け、加入推進部長を中心に、各農業委員会の積極的な取り組みが望まれる。(中島)

農地・農業用施設で約13億円

平成30年7月豪雨被害

の被害総額をとりまとめた(7月27日時点)。農地・農業用施設では、計516件、被害額では約12億8860万3000円。農作物・樹体被害、農業用機械・施設等では、計37件、被害額では約875万円にのぼり、府内各地に甚大な被害をもたらした。

義援金・中間報告

農業委員会系統組織では平成30年豪雨災害で被災された農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、1日も早い復興を支援するため、義援金活動に取り組んでいる。

8月28日時点では、府内農業委員等から計44万5126円の協力があった。農委系統組織による義援金は、9月15日まで受け付けている。(沼田)

従業員雇用の講習会を開催

府担い手協 や労務管理等について講演した。

大阪府担い手育成総合支援協議会(中谷清会長)は7月27日、貝塚市内で第1回従業員雇用に関する経営講習会を開催し、泉州地区の農家等35人が参加した。講習会は農業会議、農業経営者会議、府泉州及び南河内農と緑の総合事務所との共催。

講師は富田林市内でナス、キュウリ等を生産するナカスジファームの中筋秀樹代表。自身の経験をもとに、従業員の育成

ナカスジファームでは常勤の従業員が25人、繁忙期には更に15人程度が非常勤で働いており、常勤の中には外国人技能実習生も含まれている。農業未経験者であればまずは作業を体験してもらい、ミスマッチを減らしている。

また、人材育成では、作業の意味を認識させることが重要であり、「目標への進み方を従業員も一緒に考えると、彼らが活

き活きしてくる」と中筋氏。「従業員への向き合い方、経営の方向性に関して、現在も日々悩んでおり、就農した頃と変わらない」と話した。

参加者からは、従業員の作業量・時間や労働環境、特に外国人技能実習生受け入れの実態について多くの質問が寄せられるなど、熱のこもった講習会となった。

雇用に関する講習会は第1回から第4回までのシリーズで、途中参加も可能。次回は9月21日に開催する。(田村)



参加者らはナカスジファームの取り組みに熱心に耳を傾けた

農委業務について意見交換

第1回業務推進検討会

とや、今後が
省令で詳細が
示され、国が

大阪府農業委員会職員協議会
(会長・木挽枚方市農委事務局
長)は8月1日、大阪市内・J
Aバンク大阪信連事務センター
で平成30年度第1回農地法等業
務推進検討会を開いた。

検討会ではまず、5月に成立
した改正農業経営基盤強化促進
法等で、農業用ハウス内等の底
地を全面コンクリート張りにし
た場合であっても、農地転用に
該当しないものとして扱う旨に
ついて農業会議より報告。耕作
の用に供する農地の確認は農委
が利用状況調査をもつて行うこ

とや、今後が
省令で詳細が
示され、国が

個々の事例に対応するためのマ
ニュアルを作成すること等を説
明し、現場で想定される課題や
意見等について協議した。

続いて、大阪府からの情報提
供があり、国と地方との意見交
換会で議題となった第1種農地
における後継者住宅の転用につ
いて協議した。

相談事例についての意見・情
報交換では、農作業常時従事要
件の考え方、農地取得に係る3
年3耕作の考え方、農地法第3
条第2項第1号の「権利を取得
しようとする者又はその世帯員
等」の解釈等について議論し
た。

(沼田)

新会員紹介

守口市 西口農委会長

守口市農業委員会は8月21
日、会長に西口誠一(しげか
ず)氏を選出。

同氏は報告により農業会議の
会員に就任した。



第29回常設審議委員会

市、貝塚市、泉南市、
阪南市、堺市、松原
市、羽曳野市、八尾市、東大阪
市、枚方市、四條畷市農業委
員会会長)については、27件
(2万2073平方メートル)を許可
やむを得ないと認める旨、回答
することを議決した。

大阪府農業会議は8月17日、
大阪市内・JAバンク大阪信連
事務センターで第29回常設審議
委員会を開いた。

第1号議案の農地法第4条及
び第5条の規定に基づく意見聴
取に回答する件(茨木市、箕
面市、和泉市、岬町、岸和田

野菜摂取など課題、府食育計画

食育ネットワーク会議総会

7月19日、大阪府庁本館で平
成30年度大阪府食育推進ネッ
トワーク会議総会が開かれた。

総会では本年3月に策定され
た「第3次大阪府食育推進計
画」について説明。

府民の食育
をめぐる課題
として、野菜
摂取量が全国と比べて少なく、
若い世代ほど少ないことや、地
域や家庭で受け継がれてきた料
理等を次世代に伝えていく人の
割合が全国的にも少ないことな
どがあげられた。

市、貝塚市、泉南市、
阪南市、堺市、松原
市、羽曳野市、八尾市、東大阪
市、枚方市、四條畷市農業委
員会会長)については、27件
(2万2073平方メートル)を許可
やむを得ないと認める旨、回答
することを議決した。

報告事項として、「平成三十年
七月豪雨災害義援金」の募集、「改
正生産緑地法等の円滑な実施に
向けた対応」について説明した。
回答の内容は次のとおり。

【第1号議案】

件数	面積(平方メートル)
第4条	8695
第5条	1万3378
合計	2万2073

(農地区別別件数は、3種農地
13件、2種農地14件)

具体的な取り組みとして、食
生活の重要性に関する情報発信
や、食の生産・流通に関する体
験・交流などを推進しているこ
となどが報告された。

総会ではこのほか、平成29年
度事業報告及び決算、30年度事
業計画及び収支予算が承認され
た。

(北川)

富田林市農委だより

「かかし」

富田林市農業委員会(中谷
清会長)が発行する農業委員
会だより「かかし」の創刊は
昭和53年10月1日。当時は市
街化区域内農地の宅地並み課
税問題が農家の関心事となっ
ていた。

創刊時の会長は野浦正次
氏。創刊のあいさつでは、「農
政活動をはじめ、税関係など
さまざまな諸問題について農

業委員会は常に農家のよき相談
相手となり、また、農業者の意
向が農政に反映するよう努力し
てまいる所存」と話している。

これまで、昭和55年の農地関
連三法(農地利用増進法、農地
法・農委法の一部改正)の成立
や建議(現「意見提出」)の内
容、全国初となった兵庫県洲本
市農委との姉妹農委提携、農家
結婚相談所の取り組みなどを紹
介してきた。

また、「かかし」の記事はパ
ラエティに富んでおり、「農地

と税金」では農地の権利移転・
設定の際の税金等を詳細に、
「農地相談コーナー」では農地
制度を平易に解説し、「土の詩」
では農民詩人・村上志染氏の作
品を掲載してきた。こ
のほか、「お野菜クッキング」
、「四季のことば」など
様々だ。

現在まで続く「農
声」では、委員がその
時々の農政に関して意
見を述べている。



年3回発行しており、最新
は137号。府内で2番目に
発行回数が多く、HPでは約
2年分のバックナンバーを見
ることができ。

(田村)

随 想

平成30年7月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。農業においては、あまり関連がないと思われる方も多いかも知れませんが、

働き方改革はそもそも、様々な生活環境の中で、労働者がより働きやすい環境を企業側が整備し、生産性をあげようというものです。しかもその内容については、働き方改革のほんの一部である高度プロフェッショナル制度の報道ばかりで、その目的を含めた詳細な報道はほとんどされてきませんでした。

農業経営者の中には、「労働時間のことなので、関係ない」と考えられている方も多いのではないのでしょうか。しかし、それは大きな間違いです。ここでは働き方改革の中身について詳細に解説はしませんが、農業界にとってでも労務管理の分野において、大きな転換期に差し掛かったと言っても過言ではありません。

ません。

現在、あらゆる業界で人手不足が叫ばれています。数年前まで、募集をすれば数人集まるといった状況だったのが、今はまったく人が集まらないということもあります。

これは農業に限ったことではありません。そこで、大きな企業は、資本に任せて多様なニーズにあわせた働き方をどんどんと打ち出しています。そんな中、農業は雇用についてのよ



特定社会保険労務士

働き方改革とGAP

橋本 将詞

は、10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、5日については、毎年時季を指定して与えなければならぬ」と。

もちろん、有給休暇は、農業であっても適用除外ではありません。他の産業は、働き方改革成立より前から、労働力を確保するため、多様な働き方を提案していることは先に述べました。

労働力を確保しなければならぬことは農業においても同じ

うな取り組みを実行しているでしょう。もちろん、いち早くそれに気づいた先進的な農業経営者は、休日や他産業並みに近づけるための努力や地域活動休暇の導入など様々な取り組みに着手はしています。

その一方で、こんな相談を受けることもあります。「農業に有給休暇は必要なのですか？農業にはなじまない気がします」と。実は、今回の働き方改革の中に、有給休暇に関する項目があります。それには「使用者

です。確かに「農業」という職業に憧れて就農される方もたくさんおられます。ですが、そんな方は多くの求職者の中では、ほんの一握りです。これから、職業として農業を選ぶ方も労働力として積極的に受け入れる必要があります。他産業が求人土俵で多様な働き方を提案すれば、農業も同じ土俵で募集をしなければならぬことは忘れてはいけません。

りやすいのではないのでしょうか。農業には農閑期があります。その時季に思いっきり有給休暇をとってもらってはいかがでしょうか。考え方の転換が必要で、農業こそ、多様な働き方が提案できる産業であると私は考えます。これからは、農業経営者から、農業独自の多様なライフスタイルを提案することで、農業の魅力労働者に対しても発信してもらいたいものです。

ただ、そうすると、今以上に労働力を効率よく使うという管理機能をしっかりと整備する必要があります。そこで、今話題のGAP的生産工程管理が必要となるのです。

生産工程管理は、単なるリスク管理だけではなく、法人内の組織をしっかりと作ることに意味があります。管理する部門毎に責任者を設け、その責任者に権限と責任を付与する。そうすることで、責任感が芽生え、人は必死に仕事を覚えようとし、成長します。これまで、経営者に集中させてきた判断機能を分散させるのです。さらに、あらゆる工程を見える化することで、作業の効率をあげ、無駄を省くことにつながります。

働き方改革とGAP、今、農

業における労務管理は大きな転換期を迎えており、しっかりと組織固めと労働環境を整えることで、腰の強い経営をすることができると考えます。

◇筆者の紹介(はしもと まさし)

平成13年、橋本将詞社会保険労務士事務所開業。家業の野菜集荷業を通じ、青果物流通に精通。「農」と「食」に特化した社会保険労務士として、農業者向け経営研修の講師を多数務めている。特定農作業従事者団体・京都農業有志の会理事長。

いなか暮らしフェアで就農相談を実施

7月28日、大阪市内・OMMビルで「おいでや！いなか暮らしフェア」が開催され、北海道から沖縄までの自治体、団体等が出展。約2600人の相談者が訪れた。

「いなか暮らし」希望者には、自家消費分の農業生産を行いつつ、他の生き甲斐となる仕事を両立させる「半農半X」というライフスタイルを望む層もいる。

農業会議と府農政室、農業大学校は「大阪府就農相談コーナー」のブースで就農までのステップ等を夫婦での来場者など6人に説明した。

(田村)